

研究活動上の不正行為及び公的研究費の不正使用の相談・告発

公立大学法人公立諏訪東京理科大学では、研究活動上の不正行為及び公的研究費の不正使用等について、大学の内外から相談・告発を受け付ける窓口を設置しております。

1. 告発について

悪意に基づく告発を防止するため、原則として、告発は顕名により行われ、不正行為等を行ったとする研究者・グループ、不正行為等の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする合理性のある理由（研究活動上の不正行為については科学的な合理性のある理由）が示されているもののみを受け付けます。また、必要に応じ告発者に調査の協力を求める場合があります。

2. 研究活動上の不正行為

故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次の行為が挙げられます。

【特定不正行為】

- ① ねつ造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- ② 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
- ③ 盗用：他の研究者のアイデア、分析若しくは解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること

【その他】

- ⑤ 二重投稿：他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること
- ⑥ 不適切なオーサiership：論文著作者が適正に公表されないこと

3. 公的研究費の不正使用

国費等を原資とする競争的資金等を中心とした研究資金執行に関する案件で、関係する法令等に違反し、不正に使用する例として、次のようなものが挙げられます。

- ① 預け金：業者に架空取引を指示するなどして、虚偽の請求書等を作成させることにより、所属機関から研究費を支出させ、そのお金を業者に管理させるもの
- ② 書類の書換え（差換え、品替え、品転）：業者に虚偽の請求書等を作成させることにより、所属機関から研究費を支出させ、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させるもの
- ③ その他：上記以外の方法による虚偽書類の作成等の不正又は不誠実な行為

3. 告発者の保護

告発においては、告発者が特定されないよう配慮するほか、告発により告発者が不利益を被らないようにいたします。

4. 悪意に基づく告発

調査の結果、悪意（被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。）に基づく告発であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発があり得ます。

相談・告発等窓口

監査室 ・告発 ・告発の意思を有しない相談	書面	〒391-0292 長野県茅野市豊平 5000-1 公立大学法人公立諏訪東京理科大学 監査室
	電話	0266-73-1303(監査室) 学内専用内線 211
	FAX	0266-73-1230(監査室)
	電子メール	kansa@admin.sus.ac.jp
	面談	公立大学法人公立諏訪東京理科大学 監査室 〈所在地〉6号館1階 監査室（総務課内）